

# 社会福祉法人北海道厚真福祉会職員倫理綱領

## 1 趣 旨

社会福祉法人北海道厚真福祉会職員は、法人の経営理念の実践と法令遵守、利用者の自立支援、権利擁護・虐待防止、職員の資質向上、地域社会への貢献等に対して高い公共性と倫理性をもって、信頼される福祉サービスを提供します。

## 2 法令遵守・職員倫理の高揚

私たちは、社会福祉法人北海道厚真福祉会が行う福祉サービスに関わる関係法令や法人の諸規程等を遵守し、利用者や家族から信頼される職員となるよう倫理の高揚に努めます。

## 3 利用者の自己選択・自己決定、尊厳への配慮

私たちは、利用者の自己選択・自己決定を尊重し、個人の尊厳（個人の人格）に配慮した良質かつ安心安全なサービスを提供します。

## 4 権利擁護・虐待防止

私たちは、利用者がその人らしく生きることのできる権利を擁護し、いかなる理由があっても、身体的・精神的・経済的性的な虐待や介護放棄は行いません。

## 5 苦情解決

私たちは、利用者や家族からの要望・苦情を真摯に受け止め、速やかに解決・改善を図ります。

## 6 専門的サービスの提供

私たちは、福祉の専門職として、常に最善のサービスを提供できるように専門的知識・技術の研鑽に努めます。

## 7 地域福祉への貢献

私たちは、地域住民及び関係機関等と積極的に連携を図り、地域福祉の充実に貢献します。

## 8 個人情報保護

私たちは、個人情報保護法に基づき、その利用目的を明確にした上で、業務上知りえた個人情報は適切に取り扱います。

平成25年4月1日決定